

東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱新旧対照表

(下線の部分は改正部分。)

改正後	現行
東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱	東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱
25福保生地第403号 平成25年7月24日 一部改正 26福保生地第719号 平成26年10月21日 一部改正 27福保生地第832号 平成27年4月1日 一部改正 2福保生地第978号 令和2年11月2日 <u>一部改正 6福祉生地第1620号</u> <u>令和7年3月19日</u>	25福保生地第403号 平成25年7月24日 一部改正 26福保生地第719号 平成26年10月21日 一部改正 27福保生地第832号 平成27年4月1日 一部改正 2福保生地第978号 令和2年11月2日
1 目的 この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として <u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等</u> 」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「平成18年告示第538号」という。）、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日付障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年6月20日付障発第263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）又は都が指定する事業者が行う障害者居宅介護従業者基礎研修等事業について定め、障害者（児）の多様化するニーズに対応した専門的な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。	1 目的 この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「平成18年告示第538号」という。）、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日付障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年6月20日付障発第263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）又は都が指定する事業者が行う障害者居宅介護従業者基礎研修等事業について定め、障害者（児）の多様化するニーズに対応した専門的な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。
2 この事業の実施主体は、都又は都が指定する事業者（以下「事業者」という。）とする。	2 この事業の実施主体（以下「実施主体」という。）は、都又は都が指定する事業者（以下「事業者」という。）とする。

3から4まで
(現行のとおり)

5 研修の方法

(1) アからオまで
(現行のとおり)

カ 同行援護従業者養成研修（一般課程）は、講義及び演習により行うものとする。

キ 同行援護従業者養成研修（応用課程）は、講義により行うものとする。

(2)
(現行のとおり)

(3) 講義を通信の方法によって行う場合の面接指導の時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程は3時間以上、重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）は1時間以上、行動援護従業者養成研修課程は1時間以上、同行援護従業者養成研修（応用課程）は1時間以上とする。

6 科目の免除

(1)
(現行のとおり)

(2) 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱（平成19年4月27日付18福保生地第1882号）に基づき、平成18年10月1日以降に実施した視覚障害者移動支援従業者養成研修課程、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程及び知的障害者移動支援従業者養成研修課程の修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程の研修を受講する場合、障害者居宅介護従業者基礎研修課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙3の2のとおり免除することができるものとする。

(3) から (4) まで
(現行のとおり)

(5) 介護職員等による喀痰吸引等（特定の者対象）の基本研修（以下「基本研修」という。）修了者、平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職

3から4まで
(略)

5 研修の方法

(1) アからオまで
(略)

カ 同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）は、講義及び演習により行うものとする。

(2)
(略)

(3) 講義を通信の方法によって行う場合の面接指導の時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程は3時間以上、重度訪問介護従業者養成研修（追加課程・統合課程・行動障害支援課程）は各々1時間以上、行動援護従業者養成研修課程は1時間以上、同行援護従業者養成研修（応用課程）は1時間以上とする。ただし、重度訪問介護従業者養成研修統合課程においては、基本研修に相当する講義は、面接指導でなければならない。

6 科目の免除

(1)
(略)

(2) 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱に基づき、平成18年10月1日以降に実施した視覚障害者移動支援従業者養成研修課程、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程及び知的障害者移動支援従業者養成研修課程の修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程の研修を受講する場合、障害者居宅介護従業者基礎研修課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙3の2のとおり免除することができるものとする。

(3) から (4) まで
(略)

(5) 基本研修修了者、平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための施行事業（特定の者）」の研修修了者及

員等によるたんの吸引等の実施のための施行事業（特定の者）」の研修修了者及び「平成２３年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成２３年１１月１１日付障発１１１１第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく研修の修了者が重度訪問介護従業者養成研修統合課程を受講する場合、重度訪問介護従業者養成研修統合課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙３の５のとおり免除することができるものとする。

(6)

(現行のとおり)

(7) 介護業務に従事している者が障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合、研修科目の一部を別紙３の7のとおり免除することができるものとする。

(8) 視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害

び「平成２３年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成２３年１１月１１日付障発１１１１第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく研修の修了者が重度訪問介護従業者養成研修統合課程を受講する場合、重度訪問介護従業者養成研修統合課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙３の５のとおり免除することができるものとする。

(6)

(現行のとおり)

(7) 平成１５年告示第１１０号及び平成１８年告示第２０９号に基づく、視覚障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修課程の修了者及び東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱に基づき、平成２３年１０月１日以降に実施した、視覚障害者移動支援従業者養成研修課程の修了者が、同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合、一般課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙３の７のとおり免除することができるものとする。

(8) 介護福祉士及び介護保険法上の訪問介護員、平成２５年厚生労働省令第１０４号による改正前の告示第１条第２号に掲げる研修の１級課程、２級課程及び３級課程（旧東京都障害者（児）ホームヘルパー養成研修の各課程を含む。）、訪問介護員養成研修の１級課程、２級課程及び３級課程並びに介護職員基礎研修の修了者、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程の修了者（修了予定者を含む。）並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４０条第２項第５号に定める者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和６２年厚生省令第４９号）第２１条第３号に定める者（以下「実務者研修修了者」といい、実務者研修修了者には修了予定者を含む。）が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合、一般課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙３の８のとおり免除することができるものとする。

(9) 介護業務に従事している者が研修を受講する場合、研修科目の一部を別紙３の９のとおり免除することができるものとする。

者総合支援法」という。)第78条第1項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合、一般課程の研修科目及び研修時間のうちの一部を別紙3の8のとおり免除することができるものとする。

7から8まで
(現行のとおり)

9 名簿の管理

(1) 実施主体は、全科目を履修し修了証明書を交付する者の修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した交付名簿を、修了証明書の再交付等に対応できるように永久保存し、管理するとともに東京都知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。

(2)
(現行のとおり)

10から11まで
(現行のとおり)

12 留意事項

実施主体は、研修事業の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 苦情及び事故発生時の対応についてあらかじめ定めておかなくてはならない。
- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報を研修事業の実施以外の目的に使用してはならない。
- (3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者等を指導しなければならない。

13

(1) 「平成3年度東京都ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」、平成4年度以降の「東京都ホームヘルパー・施設介護職員養成講習事業実施要綱」、平成10年度以降の「東京都ホームヘルパー養成講習事業実施要綱」、「東京都障害者(児)ホー

7から8まで
(略)

9 名簿の管理

(1) 実施主体は、全科目を履修し修了証明書を交付する者の修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した交付名簿を、修了証明書の再交付等に対応できるように永久保存し、管理するとともに知事に提出するものとする。

(2)
(略)

10から11まで
(略)

12 留意事項

実施主体は、研修事業の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 苦情及び事故発生時の対応についてあらかじめ定めておかなくてはならない。
- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者等を指導しなければならない。

13

(1) 「平成3年度東京都ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」、平成4年度以降の「東京都ホームヘルパー・施設介護職員養成講習事業実施要綱」、平成10年度以降の「東京都ホームヘルパー養成講習事業実施要綱」、「東京都障害者(児)ホー

ムヘルパー養成研修事業実施要綱」、障害者総合支援法施行前の「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業実施要綱」、「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修等事業実施要綱」に基づく養成講習（研修）の３級課程を修了した者は、それぞれこの要綱に定める障害者居宅介護従業者基礎研修課程を修了した者とみなす。

(2) まで

(現行のとおり)

(3) 以下の研修課程を修了した者は、この要綱に定める重度訪問介護従業者養成研修の行動障害支援課程を修了したものとみなす。

ア 令和元年告示第２１３号による改正後の平成１８年告示第５３８号に基づく行動援護従業者養成研修課程

イ 「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」の一部改正について（令和２年５月２０日付障発０５２０第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「令和２年５月２０日付障発０５２０第１号通知」という。）による改正後の強度行動障害支援者養成研修事業運営要領に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

ウ 都道府県知事がその区域内でアまたはイに相当すると認めた研修

エ 令和元年告示第２１３号による改正前の平成１８年告示第５３８号に基づく重度訪問介護従業者養成研修の行動障害支援課程（令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）

(4) 以下の研修課程を修了した者は、令和２年１２月１日付改正前のこの要綱に定める重度訪問介護従業者養成研修の行動障害支援課程を修了したものとみなす。

ア 令和元年告示第２１３号による改正前の平成１８年告示第５３８号に基づく行動援護従業者養成研修課程

イ 令和２年５月２０日付障発０５２０第１号通知による改正前の強度行動障害支援者養成研修事業運営要領に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

ウ 都道府県知事がその区域内でア又はイに相当すると認めた研修

(5)

(現行のとおり)

(6) 以下の研修課程を修了した者は、この要綱に定める行動援護従業者養成研修課

ムヘルパー養成研修事業実施要綱」、改正前の「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業実施要綱」、「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修等事業実施要綱」に基づく養成講習（研修）の３級課程を修了した者は、それぞれこの要綱に定める障害者居宅介護従業者基礎研修課程を修了した者とみなす。

(2) まで

(略)

(3) 以下の研修課程を修了した者は、この要綱に定める重度訪問介護従業者養成研修の行動障害支援課程を修了したものとみなす。

ア 令和元年告示第２１３号による改正後の平成１８年告示第５３８号に基づく行動援護従業者養成研修課程

イ 令和２年５月２０日付障発０５２０第１号による改正後の強度行動障害支援者養成研修事業運営要領に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

ウ 都道府県知事がその区域内でアまたはイに相当すると認めた研修

エ 令和元年告示第２１３号による改正前の平成１８年告示第５３８号に基づく重度訪問介護従業者養成研修の行動障害支援課程（令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）

(4) 以下の研修課程を修了した者は、令和２年１２月１日付改正前のこの要綱に定める重度訪問介護従業者養成研修の行動障害支援課程を修了したものとみなす。

ア 令和元年告示第２１３号による改正前の平成１８年告示第５３８号に基づく行動援護従業者養成研修課程

イ 令和２年５月２０日付障発０５２０第１号による改正前の強度行動障害支援者養成研修事業運営要領に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

ウ 都道府県知事がその区域内でア又はイに相当すると認めた研修

(5)

(略)

(6) 以下の研修課程を修了した者は、この要綱に定める行動援護従業者養成研修課

程を修了した者とみなす。

ア 令和2年5月20日付障発0520第1号通知による改正後の強度行動障害支援者養成研修事業運営要領に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）

イ 都道府県知事がその区域内でアに相当すると認めた研修

ウ 令和元年告示第213号による改正前の平成18年告示第538号に基づく行動援護従業者養成研修課程。ただし、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。

（7）以下の研修課程を修了した者は、令和2年12月1日付改正前のこの要綱に定める行動援護従業者養成研修課程を修了した者とみなす。

ア 令和2年5月20日付障発0520第1号通知による改正前の強度行動障害支援者養成研修事業運営要領に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）

イ 都道府県知事がその区域内でアに相当すると認めた研修

（8）以下の研修課程について、平成23年9月30日において研修課程を修了した者及び同日において同課程を受講中であって、平成23年10月1日以降に修了した者は、この要綱に定める同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者とみなす。

ア 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱に基づく視覚障害者移動支援従業者養成研修課程

イ 都内区市町村が実施する視覚障害者移動支援従業者養成研修。ただし、区市町村において地域生活支援事業の移動支援事業の従業者要件となる研修に限る。

ウ 他の道府県において、その区域内で「同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当すると知事が認めた研修」とされている研修

エ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修（障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業）

附 則（平成25年7月24日付25福保生地第403号）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

程を修了した者とみなす。

ア 令和2年5月20日付障発0520第1号による改正後の強度行動障害支援者養成研修事業運営要領に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）

イ 都道府県知事がその区域内でアに相当すると認めた研修

ウ 令和元年告示第213号による改正前の平成18年告示第538号に基づく行動援護従業者養成研修課程。ただし、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。

（7）以下の研修課程を修了した者は、令和2年12月1日付改正前のこの要綱に定める行動援護従業者養成研修課程を修了した者とみなす。

ア 令和2年5月20日付障発0520第1号による改正前の強度行動障害支援者養成研修事業運営要領に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）

イ 都道府県知事がその区域内でアに相当すると認めた研修

（8）以下の研修課程について、平成23年9月30日において研修課程を修了した者及び同日において同課程を受講中であって、平成23年10月1日以降に修了した者は、この要綱に定める同行援護従業者養成研修の一般課程を修了したとみなす。

ア 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱に基づく視覚障害者移動支援従業者養成研修課程

イ 都内区市町村が実施する視覚障害者移動支援従業者養成研修。ただし、区市町村において地域生活支援事業の移動支援事業の従業者要件となる研修に限る。

ウ 他の道府県において、その区域内で「同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当すると知事が認めた研修」とされている研修

エ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修（障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業）

附 則（平成25年7月24日付25福保生地第403号）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成２６年１０月２１日付２６福保生地第７１９号）
この要綱は、平成２６年１０月２１日から施行する。

附 則（平成２７年４月１日付２７福保生地第８３２号）
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（令和２年１１月２日付２福保生地第９７８号）
この要綱は、令和２年１２月１日から施行する。ただし、令和２年１２月１日より前に開始した重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）及び行動援護従業者養成研修については、令和２年１２月１日付改正前の別紙２「障害者居宅介護従業者基礎研修等カリキュラム」における「５ 重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）」及び「６ 行動援護従業者養成研修課程」に定める内容並びに別紙３「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業免除科目及び時間」における「６ ６の（６）の規定に基づく受講者の免除科目及び時間」に定める内容は、令和３年３月３１日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（令和７年３月１９日付６福祉生地第１６２０号）
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年１０月２１日付２６福保生地第７１９号）
この要綱は、平成２６年１０月２１日から施行する。

附 則（平成２７年４月１日付２７福保生地第８３２号）
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（令和２年１１月２日付２福保生地第９７８号）
この要綱は、令和２年１２月１日から施行する。ただし、令和２年１２月１日より前に開始した重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）及び行動援護従業者養成研修については、令和２年１２月１日付改正前の別紙２「障害者居宅介護従業者基礎研修等カリキュラム」における「５ 重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）」及び「６ 行動援護従業者養成研修課程」に定める内容並びに別紙３「障害者居宅介護従業者基礎研修等事業免除科目及び時間」における「６ ６の（６）の規定に基づく受講者の免除科目及び時間」に定める内容は、令和３年３月３１日までの間は、なおその効力を有する。

別紙1 障害者居宅介護従業者基礎研修等の目的・受講対象者・研修時間

課 程	目 的	受講対象者	研修時間
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得すること。	居宅介護従業者の入門として受講を希望する者	50時間
重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程）	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得すること。	重度訪問介護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	10時間
重度訪問介護従業者養成研修（追加課程）	基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者等に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得すること。	重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程）修了者	10時間
重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）	重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、追加課程及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号に定める基本研修を統合したもの	重度訪問介護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	20.5時間

別紙1 障害者居宅介護従業者基礎研修等の目的・受講対象者・研修時間

課 程	目 的	受講対象者	研修時間
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得すること。	居宅介護従業者の入門として受講を希望する者	50時間
重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程）	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得すること。	重度訪問介護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	10時間
重度訪問介護従業者養成研修（追加課程）	基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者等に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得すること。	重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程）修了者	10時間
重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）	重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、追加課程及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号に定める基本研修（以下「 <u>基本研修</u> 」という。）を統合したもの	重度訪問介護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	20.5時間

課 程	目 的	受講対象者	研修時間
重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）	重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得すること。	重度訪問介護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	12時間
行動援護従業者養成研修課程	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得すること。	行動援護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	24時間
同行援護従業者養成研修（一般課程）	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得すること。	同行援護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	28時間

課 程	目 的	受講対象者	研修時間
重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）	重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得すること。	重度訪問介護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	12時間
行動援護従業者養成研修課程	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得すること。	行動援護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	24時間
同行援護従業者養成研修（一般課程）	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等と同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得すること。	同行援護従業者として従事する者又は従事することを希望する者	20時間

課 程	目 的	受講対象者	研修時間
同行援護従業者養成 研修（応用課程）	<u>一般課程の研修修了者が サービス提供責任者とし ての知識及び技術を習得 すること。</u>	同行援護従業者養成 研修（一般課程） 修了者	<u>6</u> 時間

課 程	目 的	受講対象者	研修時間
同行援護従業者養成 研修（応用課程）	一般課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得すること。	同行援護従業者養成 研修（一般課程） 修了者	1 2 時間

別紙2 障害者居宅介護従業者基礎研修等カリキュラム

1～6

(略)

7 同行援護従業者養成研修（一般課程） 合計 28時間

(1) 講義	小計 8.5時間
ア 外出保障	1時間
イ 視覚障害の理解と疾病①	1時間
ウ 視覚障害の理解と疾病②	0.5時間
エ 視覚障害者（児）の心理	1時間
オ 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5時間
カ 同行援護の制度	1時間
キ 同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5時間
(2) 講義・演習	小計 3.5時間
ア 情報提供	2時間
イ 代筆・代読①	1時間
ウ 代筆・代読②	0.5時間
(3) 演習	小計 16時間
ア 誘導の基本技術①	4時間
イ 誘導の基本技術②	3時間
ウ 誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4時間
エ 誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1時間
オ 交通機関の利用	4時間

別紙2 障害者居宅介護従業者基礎研修等カリキュラム

1～6

(略)

7 同行援護従業者養成研修（一般課程） 合計 20時間

(1) 講義	小計 12時間
ア 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1時間
イ 同行援護の制度と従業者の業務	2時間
ウ 障害・疾病の理解①	2時間
エ 障害者（児）の心理①	1時間
オ 情報支援と情報提供	2時間
カ 代筆・代読の基礎知識	2時間
キ 同行援護の基礎知識	2時間
(2) 演習 ※1	小計 8時間
ア 基本技能	4時間
イ 応用技能	4時間

※1 演習は、適当な実習指導者の指導の下に行われる、別に定める施設における移動支援に関する実習に代えることができる。

8 同行援護従業者養成研修（応用課程） 合計 6時間

(1) 講義	小計	6時間
ア サービス提供責任者の業務		1時間
イ 様々な利用者への対応		1時間
ウ 個別支援計画と他機関との連携		1時間
エ 業務上のリスクマネジメント		1時間
オ 従業者研修の実施		1時間
カ 同行援護の実務上の留意点		1時間

8 同行援護従業者養成研修（応用課程） 合計 12時間

(1) 講義	小計	2時間
ア 障害・疾病の理解②		1時間
イ 障害者（児）の心理②		1時間
(2) 演習 ※1	小計	10時間
ア 場面別基本技能		3時間
イ 場面別応用技能		3時間
ウ 交通機関の利用		4時間

※1 演習は、適当な実習指導者の指導の下に行われる、別に定める施設における移動支援に関する実習に代えることができる。

別紙3 障害者居宅介護従業者基礎研修等事業免除科目及び時間

1から6まで
(現行のとおり)

7 6の(7)の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

(1) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

従事した介護業務	免除科目(実習)	時 間
在宅サービス提供事業所等で従事する者	在宅サービス提供現場見学 デイサービスセンター見学	5時間
ホームヘルプサービスに従事する者	在宅サービス提供現場見学 ホームヘルプサービス同行訪問見学	3時間

(2) 前記(1)の免除については、現任であることを前提としているが、過去3年間に6か月継続的に(週1回以上)従事したことがある者も含む。

別紙3 障害者居宅介護従業者基礎研修等事業免除科目及び時間

1から6まで
(略)

7 6の(7)の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1時間
	同行援護の制度と従業者の業務	2時間
	障害・疾病の理解①	2時間
	障害者(児)の心理①	1時間
	同行援護の基礎知識	2時間
演習	基本技能	4時間
	応用技能	4時間

8 6の(8)の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1時間
	障害・疾病の理解①	2時間
	障害者(児)の心理①	1時間

9 6の(9)の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

(1) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

従事した介護業務	免除科目(実習)	時 間
在宅サービス提供事業所等で従事する者	在宅サービス提供現場見学 デイサービスセンター見学	5時間
ホームヘルプサービスに従事する者	在宅サービス提供現場見学 ホームヘルプサービス同行訪問見学	3時間

(2) 前記(1)の免除については、現任であることを前提としているが、過去3年間に6か月継続的に(週1回以上)従事したことがある者も含む。

8 6の（8）の規定に基づく受講者の免除科目及び時間

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	視覚障害の理解と疾病②	0. 5時間
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1. 5時間
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2. 5時間
講義・演習	代筆・代読②	0. 5時間
演習	誘導の基本技術②	3時間
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1時間

別紙4

（現行のとおり）

別紙4

（略）